景観計画区域の一部地区の屋外広告物を市独自のルールで規制！
～県条例から市条例へ移行します～

令和８年11月25日（水）
津島市まちづくり推進部
都市計画課（伊藤、山田）
電話番号 0567-55-9627（ダイヤルイン）

＜議案第 47 号　津島市屋外広告物条例の制定について＞

市では、**市独自の良好な景観の形成**を進めるため、**景観計画の策定に伴い屋外広告物条例を制定**します。
これまで、看板や広告塔などの屋外広告物は県条例に基づき規制されていましたが、条例施行後は、市条例に基づく規制へ移行します。
これにより、**景観施策**と**屋外広告物行政**を**市が一元的に運用**し、津島市の**歴史的・文化的な景観**や**地域特性**に応じたきめ細かな対応が可能となります。

主なポイント

１　景観計画区域の一部地区に市条例を適用

景観計画区域内の神社ゾーンと本町筋沿道地区の屋外広告物について、形態意匠や色彩などの基準を市条例で定めます。

２　景観計画と一体的に運用

建築物などの景観誘導と屋外広告物の規制を一体的に行い、歴史的な町並みに調和したまちなみづくりを進めます。

３　施行予定日

令和９年４月１日（木）

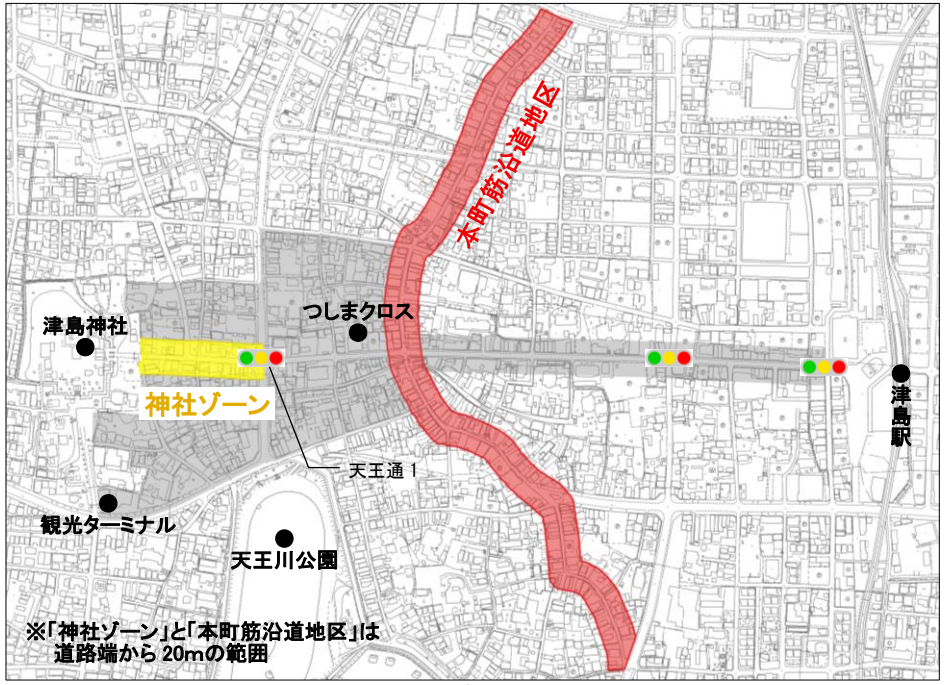

景観計画区域（神社ゾーン・本町筋沿道地区）